

○議長（高橋伸二君） 五十六番中島源陽君。

〔五十六番 中島源陽君登壇〕

○五十六番（中島源陽君） 先日、ある鳴子の旅館にお邪魔すると、ちょうど湯治に来たという御夫婦とロビーで一緒になりました。宿泊税のことが話題となりました。二週間ほどの宿泊予定とのことでしたが、宿泊税に関しては「何で取るんかね、やめてほしいね」の一言でありました。その後も、鳴子温泉郷を中心に二十数件の旅館ホテルを訪れて、宿泊税に関して懇談させていただきました。たくさんのお意見を頂きましたが、賛成との声を聞くことはありませんでした。また、六月六日に鳴子公民館で開催された宿泊税に関する意見交換会においても、全てが導入反対という意思に基づく発言だったと思います。以下、私が直接頂いた御意見と、意見交換会での意見を踏まえつつ、私自身が疑問に感じている事項に関して、県としての基本的なお考えをお伺いいたします。

まず、最初に、宮城県という人の考え方についてであります。

私は、宿泊税が導入された場合、ホテルや旅館のフロントで、お客さんが、どうして私が宿泊税を払うんですかと疑問を持った瞬間に、そのときまでのサービスに満足していた心が吹っ飛んでしまうのではないだろうかとは心配しています。宮城県という人も同じような心配をしてくれますか。それとも、自分たちのためになるお金なんだから、集めたっていいでしょと思うのでしょうか。更に、鳴子温泉郷のホテル・旅館では、お客さんにできるだけ安心してもらえる料金で過ごしていただきたいという思いで、十年以上も料金を据え置いているところもあります。私は、鳴子温泉郷には、そうしたお客様第一のおもてなしの文化が根づいていると思っています。宮城県という人は、そうしたおもてなしの文化を大切にしてくれますか。それとも、料金が宿泊税で三百円ぐら上がったっていいじゃないと思うのでしょうか。極めて単純な問いかけではありませんが、宮城県という人の考え方が端的に表れる、極めて重要な問いかけであると思います。この二つの問いに、宮城県という人はどんなふうに答えますか、伺います。

次に、観光思想についてであります。

令和二年一月の宮城県観光振興財源検討会議の報告書によれば――以下、報告書と言います。観光予算の財源確保を行う理由の中で、「より消費単価の高い観光客を呼び込み、観光消費額を高めることが、地域経済を活性化させ、地方創生につなげていく上

で効果的と考えられる」と記されていて、高単価思想が根底をなしています。しかし、消費単価の低い観光客は来なくていいのかといえば、決してそんなことはありません。鳴子温泉郷のホテル・旅館の皆様には、宿泊料金の高い低いにかかわらず、宿泊か日帰りかにかかわらず、おいでいただいたことに心から感謝し、お客様の満足を第一に考える観光思想が根っこにあると思います。宮城県という人は、どんな観光思想をお持ちですか、お伺いいたします。

次に、宿泊税を導入することの合理的根拠についてであります。

今回、県は宿泊税導入に向けた資料の中で「県内経済は順調に回復しており、税導入の環境が整ってきているものと判断している」としています。また、幾つかの指標の中で、宿泊者の回復率を示して、宿泊客も「順調に回復している」としています。まず、この現状認識について、今年の五月発行のみやぎ経済月報によれば、三月を中心とした宮城県経済の概要において「緩やかに持ち直しているものの、このところ弱い動きもみられる」としており、その他の個別指標を総じて見ても、厳しい実態があります。宿泊者数についても、県内合計数の推移をもって回復していますが、地域ごとに見ると、コロナ前の七割ほどしか戻っていない地域もあり、ホテル・旅館からは、融資を受けたその支払いや昨今の物価高、エネルギー高、人件費高、人材不足などもあり、経営はむしろ厳しくなっているとの声もあります。決して、順調に回復して環境が整ったなどと言える状況ではないと思います。改めて、税導入の環境が整ってきているとする合理的根拠について伺います。

私が鳴子温泉のホテル・旅館の方とお話する中で、必ずと言っていいほど指摘されるのは、県が取り組んできた観光施策の評価についてであります。県は、震災後の国からの交付金や基金を活用した取組は一定の成果が出ているとの認識を示していますが、それぞれの観光現場においては、その実感を持ってないという声があります。こうしたことは、施策の信頼性に大きく影響を与えるものであります。改めて、これまでの交付金や基金を活用した取組における一定の成果があったと評価する合理的根拠について伺います。

最新の宿泊税に関する資料によれば、宿泊税導入の必要性の中で、インバウンド需要の更なる拡大やDX等の社会変革等にも対応できる持続可能な観光地域づくりを構築

するため、宿泊税を活用した新たな観光施策を展開していくことが急務としています。つまりは、新たな観光施策を展開するために宿泊税を導入するということではありますが、新たな観光施策のために、なぜ宿泊税なのかという根本的な問いには答えていません。報告書によれば、宿泊は観光行動として明確で、観光客等の捕捉が可能であること、それ以外の観光行動は捕捉がほぼ不可能であること、担税力を有しているのかを判断しやすいたことが理由として挙げられています。しかし、これらの示されている理由は消去法的、推測的な理由であり、新たな観光施策のために、なぜ宿泊税なのかという問いに真正面からは全く答えていないと思います。この根本的な問いに対する合理的根拠に基づく理由を明確に示すことは必須であると思いますが、どのように整理されていますか、お伺いいたします。

また、宿泊事業者の方々にとって、特別地方消費税廃止に向けた取組は極めて重要な出来事として記憶に残っています。特定の業界や利用者に不利益を生じさせるとの声が大きくなり、平成十二年三月三十一日をもって特別地方消費税は廃止されました。この特定の業界や利用者に不利益を生じさせるという点では、今般の宿泊税も共通していると思います。特別地方消費税が廃止された一方で、宿泊税が導入されるとすれば、税体系としての整合性が取れないのではないかと思います。所見を伺います。

次に、宿泊税そのものの正当性についてであります。

報告書によれば、負担を求める対象の検討の中で、「その受益に応じた負担の一部を「観光客等」に求めることが、地方税の原則である負担分任性や応益性からも適当と考えられる」と示されています。負担分任性は、地方自治体の構成員が広くその共通の費用の負担を相互に分ち合うべきであるという考え方であります。厳密に解釈すれば、本来は地方自治体構成員以外の観光客等は、負担を求める対象にはなり得ないのだと思います。更に、地方自治体構成員は既に地方税を支払っていることから、加えての宿泊税となると二重課税になる可能性もあり、また、地方税を負担していない当該地方自治体構成員以外の観光客等と同額の宿泊税は、公平性が担保されるのかという疑問もあります。こうした点を踏まえて、負担分任性を根拠とした場合の宿泊税の正当性についての所見を伺います。

住民は地方公共団体の行政サービスによって利益を受けるため、その利益に応じた

負担をすべきという応益性を根拠にする場合においては、その利益に応じた負担なので、まずは、その利益を特定する必要があるのだと思います。しかし現実的には、観光客等一人一人の受けた行政サービスの利益を特定することは不可能であり、捕捉することはできないと考えます。課税対象とする利益が特定できず、かつ、捕捉もできないのに課税するという税制の正当性をどう整理されているのでしょうか、伺います。

本県における令和四年の宿泊者数は七百七十八万人泊であり、観光客数は五千七百二十四人です。宿泊税の課税根拠が観光行動において行政サービスを享受しているからということであれば、本県の現状からすれば、観光客数五千七百二十四万人の約八分の一の宿泊者だけがその負担をすることになります。本来の課税対象の八分の一の人が負担する税制に正当性はあるのでしょうか。この点についても所見をお伺いいたします。

次に、宿泊税が県政に問うものについてであります。

今回の宿泊税の問題は税の問題であり、観光振興の問題であると同時に、県政民主主義の問題でもあると思っております。今の案のまま宿泊税が導入されれば、ホテル・旅館の経営者の方々は条例上、宿泊税を徴収し納入する義務を負う特別徴収義務者となります。しかしながら、三月に県内各地のホテル・旅館組合等の十団体が宿泊税導入反対の要望書を県に提出して、現在も改めて導入反対を要望する署名活動を展開中と聞きまします。現時点においては、とても県内ホテル・旅館の皆様の共感と納得を得ているとは言い難いと思えます。こうした状況のまま宿泊税が導入されているのか、同時に、自分の意思とは関わりなく特別徴収義務者になってしまうことがあっていいのかという率直な思いもあります。今後の状況次第ではありますが、ホテル・旅館の皆様との共感と納得のありなしによつては、県政民主主義が問われることになるのではないかと思います。知事の所見を伺います。

また、衆知を集める県政は、広く県民や関係者、専門家等の声を聞くことであると思いますが、もう一つ、そのことによつて影響を受ける当事者の声にしっかりと寄り添うことの意味もあると思っております。これまでの宿泊税に係る経過を見たときに、私は県としての衆知を集める県政そのものも問われていると考えますが、所見を伺います。

出されました。温泉宿に数日、長ければ一か月以上も連泊して心と体を休める湯治、また、国指定の国民温泉保養地において自分自身を癒すための宿泊、こうした世界に税金をかけることへの強い違和感と拒絶の意思表示であったと思います。ある意味では、県としてのそうした価値観への認識が問われたのではないかと思っています。県としての湯治文化や国民温泉保養地に対する認識を伺います。

この項の最後に、今後の在り方についてであります。

私は、新税を創設する場合には、県民と関係者の共感と納得が不可欠であると思っています。ましてや今回の宿泊税は、特別徴収義務者が位置づけられる仕組みを想定しており、その当事者になる可能性のある方々の宿泊税に対する共感と納得は、最優先必須事項であると思います。まずは、今後に向けて、こうした共感と納得の価値観を村井知事とも共有したいと思いますが、所見を伺います。

また、今後の観光施策を推進するに当たつての財源に対する考え方があります。本県では、二〇〇八年にみやぎ発展税を創設しています。令和六年度の期首残高は百七十五億円余、積立て予定として五十二億円余、活用予定額として六十七億円、そして令和六年度期末残高百六十億円余の計画となっています。この中で、観光分野への予算も確保されておりますが、ここ数年はおおむね一億円ほどであります。本県の観光産業における経済効果が約八千億円になると県が試算しており、県内総生産額が九兆円台との対比からすれば、一億円の予算はあまりにも少ない予算であります。観光振興を最優先施策の一つとしている本県として、みやぎ発展税の観光予算枠の大幅拡大も有力な財源確保の選択肢と考えますが、所見を伺います。

次に、多様な居場所と学びの場を支える県政についてであります。

五月二十三日、文教警察委員会の県内視察で、気仙沼市内のフリースクールのフリースペースつなぎを訪問させていただきました。当日も十人前後の子供たちが通っていましたが、その中から、中学生の生徒さんが自分自身の体験について語ってくれました。更には、お子さんをつなぎに通わせているお母さんも、自分自身の体験や複雑な思いを語ってくれました。子供たちにとっては本当になくはならない居場所であり、お母さんにとっても心がつながっている場所であると実感してきました。帰り際に、代表の村さんより、「震災復興の予算枠からの支援も来年で終わるので、その後の運営が本当

に心配です」との言葉をかけられました。以前から何度もフリースクールへの財政的支援の必要性を訴えてきましたが、残念ながら、学習支援員の派遣に係る支援を超える回答はないままであります。本県が足踏みしている間に、全国に目を向けると、フリースクール等の団体への助成は、二〇〇四年に神奈川県に始まって、その後、福岡県、鳥取県、京都府、三重県、茨城県、群馬県、そして今年度より、静岡県、長野県、東京都と着実に広がっています。更には、世帯への助成においても、茨城県、栃木県、沖縄県、東京都、富山県、滋賀県、長野県と年々広がっています。全てを調べたわけではないのですが、こうした予算は教育委員会予算の場合もありますが、知事部局の保健福祉や子育て支援の予算で支援が行われている例も多数あります。知事部局において、全国の先例をしっかりと調査し、再度検討いただくことを願うものですが、所見を伺います。

また、フリースクールの皆さんは、様々な支援を求める際に、クラウドファンディングをよく利用しています。民が民の力を求めて、様々な企画を実現しています。明治維新後の会津鉄道建設プロジェクトは、時の政府から全く相手にされなかったもので、当時の福島県知事が福島県内をくまなく歩いて、会津鉄道ができればどれだけ福島県が豊かになるのかについて熱弁を振るい、県民、企業、実業家等に寄附を求め、多額の資金を確保して建設された歴史を有しています。今まさに、全てを県行政の予算に頼るということでなくとも、この会津鉄道建設に習い、知事が先頭に立って、宮城の未来を担う子供たちの多様な学びを保障するために寄附を募り、新たなみやぎ型多様な学び支援基金を創設することを提案したいと思いますが、所見を伺います。

六月十一日から十三日まで、みやぎ総合家畜市場において、和牛子牛の競りが行われました。雄の平均四十九万円、雌の平均四十二万円と、極めて厳しい相場でした。また、数年前はトン当たり五、六万円であった配合飼料は、現在約十万円ほどであります。このままでは、多頭化している経営ほど持続可能性の危機が高まっていきます。過日の東京で行われた枝肉共励会では、出品牛十二頭全てがA5で、そのうち四頭は最高ランクの十二番であったにもかかわらず、枝肉価格は、チャンピオン以外はキロ二千五百円ほどであったとのことです。極めて衝撃的な低い相場であります。生産現場から消費までの総合的な対策として、餌の高騰対策、和牛肉の消費拡大、経営支援等、持続可能な和牛経営のために国に対しての緊急的な要望、そして、県としての独自の緊急対

策と、急を要する状況であると思います。県としてのお考えをお示しください。

また、六月七日には、自民党会派農業議員連盟の県内視察で大崎市を訪れ、お米のささ結に関する取組について研修させていただきました。ささ結は、平成二十六年に登録されたお米の品種で、ササニシキを母とし、ひとめぼれを父として交配され、東北百九十四号として世に送り出されました。その後、大崎市の御尽力により、大崎の米ささ結ブランドコンソーシアムが結成され、食味と栽培方法を厳格に守りつつ、栽培面積を拡大してきました。ささ結とササニシキの食味ナンバーワンを決定するササ王決定戦も、年々出品者が増えてきています。ササ王になると、その米は銀座の有名デパートで一俵当たり六万円ほどで販売されます。昨今では関東圏の有名寿司業界からも引き合いが強くなり、今年度は大崎市内でも百ヘクタール規模から二百ヘクタール規模へと大幅に栽培面積が拡大しています。こうした状況を受けて、県内において別の商標名で栽培している地域からも一緒にやりたいという声も届いているとのことであります。ここは、県が生みの親でありますから、まずは大崎市との緊密な連携を図りながら、県一本としての取組へと進化発展させていくことを検討していくべきと思いますが、所見を伺います。

同県内視察の午後には、子実用トウモロコシの実証栽培を行っている古川農協にお邪魔して、現地での研修をさせていただきました。米、麦、大豆、子実用トウモロコシの四作物の組合せは非常に効率よく、水田環境にも合理的であることを学ばせていただきました。食料自給率の向上や食料安全保障の観点からも、大いに拡大していくべきと感じてきました。しかしながら、この取組はあくまでも今年度までの実証栽培なので、来年度以降の取組には様々な不安も抱えていました。継続的に、安定的に栽培のサイクルを確立していくためには、当面の優先課題として、子実用トウモロコシの収穫、乾燥後の保管施設等の整備が欠かせないとのことでした。本県としても、実証後の本格栽培体系を確立し、県内全体への普及にもつなげていくべきと考えます。そのためにも、まず来年度に向けて、古川農協の実証後の生産が軌道に乗るよう、しっかりと支援していくべきと考えますが、所見を伺います。

以上、壇上からの一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 中島源陽議員の一般質問にお答えいたします。大綱三点ございました。

まず、大綱一点目、宿泊税についての御質問にお答えいたします。

初めに、宿泊客の満足心やおもてなし文化についてのお尋ねにお答えいたします。

今回、宿泊事業者の現状や思いを伺うため、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合の各支部との意見交換を重ねていくところでありますが、鳴子地区との意見交換会におきましては、宿泊事業者から、自分たちのおもてなしに対して満足いただき笑顔だったお客様が、宿泊税をお支払いいただく際に笑顔が消えてしまうのではないかといった御心配の声があつたと聞き、鳴子地区での宿泊客に対する深いおもてなしの心に感銘を受けた次第であります。第五期みやぎ観光戦略プランにおいても、本県を訪れる人々におもてなしの心を持つことが重要と位置づけており、県としても思いを同じくするところがあります。また、今回の意見交換会においては、物価上昇により収益が上がらない、人手不足で稼働率が上げられない、地域に活気がなく人の流れが少なくなっているといった切実な御意見も伺い、改めて宿泊事業者の危機感を共有したところであり、引き続き、宿泊事業者の思いに寄り添って、宿泊客を含む観光客、地域がともに高い満足度を得られるような観光地域づくりを進めてまいります。

次に、宮城県の観光思想についての御質問にお答えいたします。

御指摘のありました鳴子地域の宿泊客に対するおもてなしの心、そしてお客様の満足度を最優先に考える心につきましては、第五期みやぎ観光戦略プランの根底にある考えと同じであり、深く共感したところであります。観光は、地域の魅力の再認識や、郷土に対する誇りや愛着の醸成といった地域づくりそのものに寄与するものと認識しており、観光振興を図る上では、観光地を訪れる方の満足度を高める観光地域づくりを進めていくことが重要であると考えております。また、持続可能な地域づくりを進めていくためには、各地域において得られた収益をもとに、地域内経済の好循環につなげていくことも重要であると考えております。このため、県といたしましては、お客様に満足していただけるよう、宿泊事業者の皆様の声をしっかりと受け止めながら、一緒に今後の観光振興施策を考えてまいります。

次に、当事者の声に寄り添うべきとの御質問にお答えいたします。

宿泊税の導入に当たっては、宿泊事業者の声を反映した制度とし、御理解と御協力を得ることが必要と考えており、令和二年二月議会に提出した条例案は、宿泊事業者をはじめ学識経験者や観光関係事業者で構成する宮城県観光振興財源検討会議からの答申のほか、パブリックコメントで頂いた県民からの御意見も踏まえたものとしております。更に、昨年十二月以降、宿泊事業者への個別訪問やみやぎ観光振興会議において、宿泊税の必要性などを議論してきたほか、現在、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合の支部ごとに意見交換会を実施し、宿泊事業者が抱える課題や今後実施すべき施策などについて意見交換をしているところであります。御指摘のとおり、私の県政運営の基本姿勢の柱の一つとして、衆知を集める県政を掲げており、現場に足を運び、県民の皆様の懐に飛び込んで御意見を伺うことなどを重視しているところであります。この衆知を集める県政の姿勢の下に、引き続き、宿泊事業者との意見交換会やみやぎ観光振興会議を開催し、関係者の皆様の声をしっかりと聞いてまいりたいと思います。

次に、大綱二点目、多様な居場所と学びの場を支える県政についての御質問のうち、フリースクールへの支援についてのお尋ねにお答えいたします。

多様な学びの場の充実は、個々の児童生徒への適切な対応の観点から重要なものであり、県においては、これまでも全国知事会等を通じて要望を行ってまいりました。また、県では、みやぎ子ども・子育て幸福計画に基づき、様々な子育て支援施策を推進しているところでありますが、一昨年のみやぎ子ども・子育て県民条例改正の趣旨を踏まえ、令和四年度の中間見直しにおいては、学校に登校していない子供への多様な学びの場の提供と、その保護者も含めた支援の充実を新たに盛り込んだところであります。教育庁との間では、関係機関の連携に向けたガイドラインの策定など、これまでも足並みをそろえた対応に努めてきたところでありますが、今回の御指摘も踏まえ、私といたしましても、改めて全国における取組状況を調査してまいります。その上で、個々の児童生徒に必要な居場所を確保するために、県全体としてどのような対応が可能であるかについて、教育庁とも連携しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、大綱三点目、畜産危機と水田農業対策についての御質問のうち、和牛経営に関する国への要望及び県独自の対策についてのお尋ねにお答えいたします。

飼料価格高騰の影響が長期化する中、和牛枝肉価格、子牛価格ともに下落しており、和牛経営は極めて厳しい状況にあると認識しております。県ではこれまで、国の配合飼料価格安定制度では補い切れない飼料購入費の一部支援や、草地更新に対する補助など、農家に寄り添った支援を行ってまいりました。しかしながら、今年度も引き続き厳しい状況が続いており、畜産農家の経営継続のためには全国的な対策が必要であると認識しております。このため、県では、配合飼料価格安定制度の発動基準や、肉用子牛生産者補給金制度の保証基準価格の見直しなどのほか、県が行う対策に要する財源確保について、今週月曜日に国に対して要望してきましたところであります。県といたしましては、これまでの施策の効果を検証しつつ、今後とも個々の畜産農家の経営状況を把握しながら、必要な対策について検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱一点目、宿泊税についての御質問のうち、廃止された特別地方消費税との整合性についてのお尋ねにお答えいたします。

御指摘のありました特別地方消費税については、平成九年四月の地方消費税創設に伴い、平成十二年三月に廃止されております。この理由といたしましては、双方の税が、物品の販売やサービスの提供などの消費行為に対して課税される普通税であり、類似性の高いものであることのほか、地方消費税の導入により、代替の地方財源が確保されたことによるものです。一方、現在検討を進めている宿泊税につきましては、その課税対象を宿泊行為としていることで客体が異なること、時代に即した新たな財政需要、これからの観光振興に必要な不可欠な財源であり、用途を限定した目的税とする点で、特別地方消費税とは異なった性質を持つものであります。県といたしましては、安定した財源確保により、持続可能で魅力あふれる観光地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、負担分任性を根拠とした場合の宿泊税の正当性についての御質問にお答えいたします。

地方税における負担分任の原則とは、地域社会の全ての住民が、地方税により負担

を分かち合うというものであります。一方で、今日における社会経済活動は、地域社会を越えて広範囲に及ぶことが一般的であり、観光客を含む宿泊者におきましても、公衆衛生、治安維持、快適な旅行環境の提供等に関して、観光地等での滞在期間中、その地域の行政サービスを一定程度享受することとなります。このため、当該地方公共団体の構成員であるか否かにかかわらず、観光客等に対して同一の負担を求めることは、負担分任の原則の趣旨に沿うものと考えております。

次に、税制の正当性についての御質問にお答えいたします。

一般に、応益性の原則における利益とは、一般報償であつて個別報償ではないときれており、租税を負担したことをもって、個別の利益の請求権を持つものではないことから、おのおのの観光客等が享受する行政サービスを個別具体的に特定するところまでの厳密性は求められていないものと認識しております。また、納税義務者を宿泊者、すなわち課税対象を宿泊行為としたことについては、客体としての捕捉が確実であり、日帰り旅行者に比して滞在時間が長く、公共サービスの受益の程度が大きいほか、一定の担税力を有していると判断したものであります。こうした観点は、租税の三原則である公平・中立・簡素に則したものであり、適正であると考えております。

次に、県民と関係者の共感と納得についての御質問にお答えいたします。

税の在り方につきましては、一般論として、租税法主義の原則に基づき、創設や改正がなされるものと認識しておりますが、今後の県政の在り方と同様、県民や関係者の皆様から共感と納得を頂くことが大事であると考えております。宿泊税の導入に当たりまして、納税義務者となる宿泊者の方々はもとより、一定の事務処理を担っていたり、多く宿泊事業者の皆様や、地元の業界関係者・市町村への丁寧な説明を行うことにより、理解を得てまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱二点目、多様な居場所と学びの場を支える県政についての御質問のうち、多様な学びを保障するための基金の創設についてのお尋ねにお答えいたします。

フリースクールなどの学びの場は、民間からの寄附に大きく依存している例も多く、継続的な運営を実現する観点からは、安定的な支援スキームの確立が重要になるものと考えております。現在、県において、子供たちへの支援を目的とした寄附等を受け入れている事例としては、東日本大震災みやぎこども育英基金のほか、子ども食堂など困難を抱える子供への支援に活用するふるさと納税、子供の貧困対策推進事業への企業版ふるさと納税などの取組があるところです。御提案のありました新たな基金の創設については、既存基金や制度との整合と活用可能性を精査するとともに、国による安定的な財源確保への取組と、他県の状況把握を踏まえて検討する必要があると考えております。私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱一点目、宿泊税についての御質問のうち、宿泊税導入の環境が整っている合理的根拠についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、第五期みやぎ観光戦略プランにおいて、令和元年度と同水準とする回復目標として、令和六年の宿泊観光客数九百九十万泊、外国人観光客宿泊者数五十万人泊、観光消費額三千九百九十億円とする目標を掲げ、インバウンド誘致施策の充実のほか、国内外からの教育旅行誘致、宿泊施設の外国人観光客受入れ環境整備などに取り組んでまいりました。その結果、今年二月に国が公表した宿泊旅行統計調査の令和五年の速報値として、外国人観光客宿泊者数が目標を上回る五十・七万人泊となったほか、宿泊観光客数、観光消費額も回復目標と同水準の九百四十三万人泊、三千九百八十五億円となるなど、観光需要は着実に回復しているところです。また、県が公表している景気動向指数においては、令和二年一月を百とした場合、直近の今年三月は百八・七となっているほか、東北財務局が今年四月に公表した宮城県の経済情勢では、「県内経済は持ち直している」、加えて、日本銀行仙台支店が今年五月に公表した経済の動きでは、「東北地域の景気は、緩やかに持ち直している」とコメントされており、これら経済情勢に関する客観的なデータを踏まえ、県内の経済状況は回復してきていると判断しているところです。

次に、交付金や基金を活用した観光施策は、一定の成果があったとする合理的根拠

についての御質問にお答えいたします。

県では、東日本大震災により落ち込んだ観光・宿泊客数の回復のため、国内外への誘客プロモーションや、宮城オルレをはじめとした滞在型・体験コンテンツの発掘、磨き上げなどに取り組んでまいりました。その結果、令和元年の県内への観光客入り込み数は約六千七百九十六万人、宿泊観光客数は約九百八十九万人と震災前水準を大きく上回り、過去最高を記録したほか、特に外国人観光客宿泊者数は初めて五十万人の大台を突破するなど、大きな効果が得られたところです。なお、最近の鳴子地区での観光施策を例に取りますと、令和四年度には、鳴子温泉郷の宿泊・観光施設の高付加価値化のための改修支援を行い、ホテル・旅館のほか土産物屋等も対象として、合計二十八事業者に対して助成を行ったところです。加えて、令和二年度から昨年度にかけて行った蛻変プロジェクトにおいては、地域の活性化に向けたイベント開催やにぎわい拠点整備への支援を行い、c a f e g u t t o のオープンにつながったところであり、鳴子地区を含む大崎地域の交流人口拡大に寄与したものと考えております。

次に、新たな観光施策のためになぜ宿泊税を導入するのかという問いに対する合理的根拠についての御質問にお答えいたします。

人口減少に伴い、経済規模の縮小が見込まれる中、交流人口の拡大に向けた取組を推進していくことは、従来より我が県にとって喫緊の課題となっております。今後、交流人口の拡大を図るためには、受入れ環境や体験型コンテンツ等の充実、人材確保、経営効率化などの多岐にわたる取組が必要と考えており、既存事業を含めた観光に係る予算規模は総額で約三十七億円程度を見込んでおります。令和二年一月の宮城県観光振興財源検討会議答申では、新たな財源確保の手段として、宿泊行為への課税が適当であること、法定外目的税の導入が提案されており、現在もこの考え方に基づいて、宿泊税の導入を検討しているところです。

次に、宿泊事業者の皆様のご共感と納得についての御質問にお答えいたします。

宿泊税を導入するためには、御指摘のとおり、県の観光振興の考えと税導入の必要性を特別徴収義務者となる宿泊事業者の方々に、共感と納得をしていただくことが大切であると考えており、現在、県内各地域において、宿泊事業者の皆様との意見交換を開催しているところです。具体的には、今月六日の鳴子地区五支部を皮切りに、石巻・女

川・東松島地域の来月九日までに、制度設計などに対する意見のほか、宿泊事業者が抱える課題や今後実施すべき施策などについて、それぞれ忌憚のない意見交換を行っているとところです。その後、一回目の意見交換会で出された御意見を踏まえ、施策のブラッシュアップを行い、改めて支部ごとに意見交換を重ねてまいります。県といたしましては、宿泊事業者の皆様の御理解を頂けるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。次に、湯治文化や国民保養温泉地に対する県の認識についての御質問にお答えいたします。

温泉宿に長期滞在し心身の保養を行う湯治は、数多くの温泉地を抱える我が県にとってなじみのある文化であり、特に鳴子温泉郷は、県内有数の湯治場として古くから数多くの人々に癒しをもたらしてきました。また、鳴子温泉郷は県内では唯一、国の国民保養温泉地に指定されており、豊かな自然や風情ある町並みとともに安らげる温泉地として、観光客のみならず県民にとって大切な地域資源となっております。県といたしましては、将来にわたって湯治文化が継承され、国民保養温泉地である鳴子温泉郷の魅力を一層高めていく必要があると認識しております。

次に、みやぎ発展税の観光関連予算の拡大についての御質問にお答えいたします。

みやぎ発展税は、基金に積み立てた上で、ものづくりをはじめとした産業振興に関する施策や、大規模な災害による被害の最小化に関する施策に活用することとなっております。その基金残高は昨年度末時点で百七十億円程度となる見込みですが、既に交付を約束したみやぎ企業立地奨励金に相当する額を除くと、実質的に今後活用可能な基金残高は五十億円程度であり、この額は今後のJSMCホールディングスや小糸製作所などの新工場立地や関連産業の集積による奨励金の交付額に相当するため、現在の基金残高は最低限確保すべき水準にあるものと考えております。このような中、半導体関連産業の集積促進や、ものづくり産業をはじめとする人材確保対策などの喫緊の課題に対して、発展税を重点的に配分した上で、富県宮城の実現にとって重要な施策の一つである観光振興にも、発展税をはじめ様々な財源を活用し、鋭意取り組んでいるところでございます。今後も、基金残高や分野ごとの配分を考慮しながら、可能な範囲で発展税を観光関連予算に充当してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱三点目、畜産危機と水田農業対策についての御質問のうち、ささ結への県の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

ささ結は、ササニシキ系統の食味を備え、地域や販売者などが独自の名称をつけて販売できるよう登録した品種である東北百九十四号を用いて、大崎市で生産される地域ブランド米として展開されております。県ではこれまで、ささ結ブランドコンソーシアムへの参加や補助事業により、生産や販売促進の取組を支援しておりますが、大崎市では、ささ結の商標や認証基準を管理し、新たな需要開拓や付加価値の向上を図るなど、全国にも誇れる地域ブランド米育成事例として成果を上げてこられたものと認識しております。一方、他地域でも東北百九十四号を用いた加美よつば農協のささゆた香などの取組が展開されていることから、県といたしましては、今後のささ結の取組について、まずは大崎市との意見交換を進めてまいります。

次に、子実用トウモロコシ栽培への県の支援についての御質問にお答えいたします。水田農業を基幹とする我が県においては、需要に応じた米生産と、麦・大豆・飼料作物などへの作付転換を推進しております。子実用トウモロコシについては、省力的な栽培が可能であり、排水性改善や土づくりの効果も期待でき、飼料自給率向上にもつながることから、輪作体系における新たな品目として有望であると考えております。そのため、県では、令和五年度から七年度にかけて、古川農業試験場などの試験研究機関が、東北農業研究センターや古川農協などと連携して輪作体系の構築に向けた研究プロジェクトに取り組んでおり、害虫防除による収量性向上などの成果が出ている一方で、収益性や品質の確保、流通体系の確立などの課題が明らかになってきたことから、県といたしましては、引き続き関係機関と連携して、課題解決に向けた試験研究を継続してまいります。なお、古川農協からは、今後、転作作物として子実用トウモロコシの定着を図っていききたいとお話を伺っており、実証結果を踏まえた具体的な事業計画などを確認しながら、必要な支援について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 五十六番中島源陽君。

○五十六番（中島源陽君）　今、各地域を回っていただいている努力には、本当に敬意を表したいと思うんですけども、ただ、丁寧な説明をして理解を求めると何度も答弁されているんですけども、理解を求める前に、理解する心を持つてほしいなと思っておりますよ。要は、理解を求めるというのは一方通行なんだね。我々の考えは正しいと、ぜひ皆さんこれを理解してほしい、だから丁寧な説明をしますという、その一直線なんです。それだと、どこまでいっても一直線で交わることはないと思う。やはり、何でも思っているのかということを実際に理解してあげないと、理解するという気持ちをもたず持たないと、どこ行ってもそこからスタートしてしまっているところに、もう一緒になれない原点が僕はあると思います。まず県側としても、我々はちゃんと皆さんの気持ちに分かりますという、そこからいかないと、もう丁寧な説明は多分、いいですよと言われてしまいますよ、このままだと。そこをやはり県として意識を変えてほしいと僕は思うんですが、どうですか。

○議長（高橋伸二君）　知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君）　中島議員がまさに地元で皆さんの声をしっかりと一番よく聞いておられる方ですから、おっしゃることはよく分かります。ただ、聞く気持ちを持つていうことは、やめてくれということですよ。我々は、これをやりたいということですから、やめてくれという声を聞くという気持ちを持つと、何もしやべれなくなってしまうという、そういった矛盾もございます。私どもは、観光客、お泊りになったお客さんからお金を取って、それを何か一般財源に入れて使おうというのではなくて、しっかりと基金に入れて観光振興のために使いたいというふうに考えています。これからまさに人口が減ってくる中で、交流人口というのも非常に重要であります。今は一時的にお客がどんどん戻ってきていますけれども、またいつ何かあつて止まってしまうかもしれない。私は非常にそういう不安感があります。東日本大震災のときもぴたっと止まってしまうました。だから、何かあつたときにまた大変なダメージを受けてしまうと。そういうことにならないためにも、しっかりと観光施策を進めていきたいのですが、今、年間五億円以上はやはり出せないんです。いろんなところでお金を検討していますけれども、五億円が限界だと。ほとんど何もこれ以上膨らますことができないような状況になっている。その中で観光振興を進めていくためには、やはり事業者の皆様にご協力を頂いて、

また、お泊まりいただく方にも御協力をぜひとも頂きたいという、その強い思いを、まずはそこから、そこを伝えなければいけないということです。その上で、こういうことをしてほしい、こういうことをこういうふうにするれば認められるのというような声もありますので、それはできるだけ聞き入れたいと思うのですが、今、中島議員がおっしゃるように、まずはその聞く気持ちを持って、つまりやめる気持ちを持ってということになれば、なかなかそこは、分かりましたとは言えないということを御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（高橋伸二君） 五十六番中島源陽君。

○五十六番（中島源陽君） なぜ宿泊税なのかということの根拠、よりどころは、報告書ですという御答弁だったと思うんですけども、報告書をかなり読みましたよ、僕。本当に読みました。でも、何度読んでも、本当にいいのかなという疑問が消えないんです。今、部長からも、税制としては間違っていないという趣旨の回答だったと思うんですけども、本当にそうでしょうかという――税制ですよ。これは本当に誰がどこから見てもそうですね、分かりましたと言ってもらえるものじゃなかったら、これはやはり正当性がある、整合性があるというふうに僕は言い切れないんじゃないかなと本当に思っているんです。一つ例を出せば、その負担分任性と応益性のお話も含めて、要するに、課税対象、観光行動が捕捉できないから、一般客、日帰りの人は対象にしない、できない。でも、こっちでは、その受けた行政サービスは捕捉も確定もできないんですよ。できないんだけれども、でも、それはそんなに厳密なものじゃないからかけていいんだという、それは一つの税制を考えるときに、僕は一貫性があるとは思えないんですよ。どうですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） どこで線引きするか、ミシン目を入れるかというのは本当に非常に難しいことで、何をやるにしても、どういう施策をするにしても同じ問題はあるわけでありすけれども、先ほど部長が答弁したように、ここが丁度ミシン目としては適切――他県の事例なんかいろいろ調べさせていただきましたけれども、やはり同じように、宿泊客に限定しているということです。そういった先例を見ながら、多少違いますが、基本的にはミシン目の入り方については、他県を大いに参考にさせていた

だいたということ、ぜひ御理解いただきたい。まだ提案していないので、認めてくださいという次元ではないんですけれども、そういうことで、今、やる方向でいろんな検討をしているということです。六月議会に提案するという方法もなかったわけではないんですけれども、やはりもつと時間をかけると、しつかり丁寧にといい議会議会側の声もありまして、今、改めて各圏域を回りながら、いろいろお話を聞かせていただいているということでございます。

○議長（高橋伸二君） 五十六番中島源陽君。

○五十六番（中島源陽君） 先ほども言ったんですけれども、意見・声を今聞いていただいていることは本当に大事だし、ありがたいんですけども、でも、反対の要望書が出ました。今また、反対の要望の取りまとめをやっていますという関係の方からのお話です。そうすると、八割以上反対のほうに賛同されているというのが今の現状なんだそうです。そこからすると非常に僕——理解を頂くとということのハードルは極めて高いし、でも一方で、先ほどの答弁の中で、共感と納得ということに関しては大切にするとおっしゃいましたよね。大切にすること、そうした方々の共感と納得は税導入の前提になるというふうに僕は理解するんですよ。僕はそう理解します。どうですか、そういう理解でいいですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 共感と納得が得られるように、ぎりぎりまで最大限努力するというところでございます。

○議長（高橋伸二君） 五十六番中島源陽君。

○五十六番（中島源陽君） 今の段階では多分それ以上お答えしづらいのはよく分かりますけれども、でも、共感と納得を大切にするとおっしゃったことは極めて重く思っています。これは絶対外せないと思います。別にそれで条件を今ここで課そうなんて思いませんけれども、それは極めて重いことだと思っています。もう一つ、非常に私が最近気にすることは、県民の皆さんが本当にどう思っているのかということです。観光のために財源が県としてはないんだ。だから、お泊りで一泊三百円をお願いしたい。ここだけ聞けば、いいよ、三百円ぐらいという人もいるかもしれないし、でも、先ほど私がいろいろ懸念がありますよと言ったいろんな論点があります。そんなときに、あなたが通って

きた道路、社会インフラを使ったことに対しても課税しているんですよ。看板を見てきたよね、その看板を見たことに対しても課税される要素になっているんですよという課税根拠じゃないですか。理由が課税の報告書に示されています。行政サービスの恩恵を受けている例として幾つか挙がっています。そういうことも含めて、県民の皆さんに説明したときに、県民の皆さんがそれでもいいよと、とにかく観光を応援したいんだというふうに本当に言ってくれるのかどうか、やはり私はしっかりと県民の声を聞くこともまだまだ足りないと思っっています。そこは最後いかがですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） パブリックコメントなども実施しております。改めて県民の皆さんに何かアンケートといったようなことをする予定は今のところございませんが、当然、いろんな方の声を聞いていくというのは重要なことだと思っています。この問題は、やはりいろいろコロナのときに大きな問題になりましたので、それを一回取り下げてから先例でやっている県がございます。複数ございますから、そういったところの県の知事さんに会ったときにどうなのと聞いてみたのですが、当然、宿泊税を出したときには同じような議論がやはり起こったみたいなんです。どこでも起こっています。同じような議論が起こっています。ただ、通って実際スタートした後は、いろいろ多少意見はあったとしても、だから泊まらないとか、だから困るといったような声は、俺のところには来てないよというような話がありました。ですから、これは、しっかり聞かなければいけないということとは事実そうだというふうには思いますので、改めてアンケートといったような行為は行いませんけれども、できるだけいろんな声を聞けるように努力してまいりたいと思います。